令和８年（フ）第９７１号
堺市東区野尻町70番地172　初芝マンション302号
債務者　田中　紗代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７６号
堺市西区宮下町11番29号　コーポカワサキ２－６号
債務者　樗木　　豊
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１００６号
大阪府松原市河合３丁目３番４号、前住所大阪府茨木市上野町18番19号ル・プレール上野Ｂ　201号
債務者　松岡真詩蕗
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０２７号
堺市北区百舌鳥本町３丁527番地７　ヴィルメゾン上野芝423号
債務者　久保　直哉
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０３３号
堺市南区竹城台２丁１番15―303号
債務者　岩川丈一郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０３８号
大阪府松原市天美南６丁目３番４号
債務者　登尾　尚代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０５１号
堺市西区鳳南町５丁512番地１　グレースモーラー302号
債務者　小出　敬子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４９号
和歌山県田辺市高雄３丁目15―18　101、住民票上の住所和歌山県田辺市稲成町3254番地103
債務者　松上　拓也（旧姓　加田）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

令和８年（フ）第２８６号
香川県小豆郡土庄町伊喜末1796番地10
債務者　中岡慎太郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第７１号
福岡県大牟田市大字歴木535番地４　大牟田市営高泉住宅　Ｃ棟502号、前住所福岡県大牟田市大字歴木1668番地10
債務者　伊藤　菜美（旧姓當眞）
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

令和８年（フ）第１８９号
北海道帯広市東６条南14丁目２番地15　ラピュタ202号室
債務者　三上　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第３６２号
静岡県沼津市本白銀町488番地の４　白銀シティハイツ508、前住所静岡県沼津市西条町75番地
債務者　鈴木　大地
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１９１号
奈良市山陵町2102番地　コーポ平城101号
債務者　美谷　冬芽
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３６号
奈良県御所市大字條499番地の１、前住所奈良県大和高田市中三倉堂２丁目６番49号　ＵＳハイツ103号
債務者　中　　朔弥
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１７８号
奈良県葛城市忍海54番地１　イーストタウン池ノ尻210号、前住所奈良県大和高田市大字曽大根360番地２
債務者　島田　康樹
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第２１１号
奈良県橿原市葛本町489番地の７　ファミール葛本505、前住所大阪府大阪市東住吉区杭全２丁目１番10号　ハウスキャロット　403号
債務者　上松　美瑞
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係